

## 令和4年小野町議会12月第1回会議

### 議事日程（第1号）

令和4年12月26日（月曜日）午前9時50分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議会運営委員長報告
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第68号 令和4年度小野町一般会計補正予算（第5号）  
〔上程、説明、質疑〕
- 日程第 5 議案第69号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について  
〔上程、説明、質疑以下日程第6まで同じ〕
- 日程第 6 議案第70号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第71号 小野町総合計画（2023～2027）基本構想について  
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕
- 日程第 8 議案の委員会付託
- 日程第 9 委員長の審査結果報告（各部常任委員会委員長）
- 日程第10 委員長の報告に対する質疑
- 日程第11 議案第68号 令和4年度小野町一般会計補正予算（第5号）  
〔討論、採決〕
- 日程第12 議案第69号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について  
〔討論、採決以下日程第13まで同じ〕
- 日程第13 議案第70号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（11名）

1番	會田百合子君	2番	中野孝一君
3番	緑川久子君	4番	先崎勝馬君
6番	会田明生君	7番	吉田康市君
8番	宗像芳男君	9番	水野正廣君
10番	久野峻君	11番	竹川里志君
12番	田村弘文君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	村	上	昭	正	君	副	町	長	菅	野	望	君								
教	育	長	有	賀	仁	一	君	総	務	課	長	吉	田	吉	広	君					
企	画	政	策	課	長	西	牧	英	一	君	健	康	福	祉	課	長	先	崎	秀	一	君
子	育	て	支	援	課	長	村	上	昭	一	君	教	育	課	長	佐	藤	浩	君		

---

職務のため出席した者の職氏名

事	務	局	長	郡	司	功	次	長	郡	司	治	子
書	記	渡	邊	裕	之	書	記	新	田	晟	也	

開議 午前 9時50分

◎開議の宣告

○議長（田村弘文君） ただいまから令和4年小野町議会12月第1回会議を開きます。

なお、会議規則第9条第2項の規定により開議時刻を繰り上げ、ただいまから会議を開きます。

ただいま出席している議員は11名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

---

◎議事日程の報告

○議長（田村弘文君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（田村弘文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第125条の規定により、議長において、

8番 宗 像 芳 男 議員

9番 水 野 正 廣 議員

を指名いたします。

---

◎議会運営委員長報告

○議長（田村弘文君） 日程第2、令和4年小野町議会12月第1回会議の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

8番、宗像芳男議会運営委員長。

〔議会運営委員会委員長 宗像芳男君登壇〕

○議会運営委員会委員長（宗像芳男君） 本日午前9時より開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。

令和4年小野町議会12月第1回会議の会議日程については、本日1日限りとすることに決定いたしました。

また、議案の採決方法について、議案第68号については起立採決に、議案第69号から議案第71号については簡易採決にすることといたしました。

以上をもって報告といたします。

○議長（田村弘文君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議会運営委員長報告のとおり、12月第1回会議の日程は本日1日限りといたします。

次に、議案の採決方法について、議案第68号については起立採決とし、議案第69号から議案第71号までについては簡易採決により行うことといたします。

令和4年小野町議会12月第1回会議の日程については、お手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（田村弘文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき出席を求めましたのは、町長、教育委員会教育長であり、その委任を受けました者の名簿はお手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### ◎議案第68号の上程

○議長（田村弘文君） 議案の上程を行います。

日程第4、議案第68号 令和4年度小野町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

---

#### ◎議案第68号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 令和4年小野町議会12月第1回会議が開催されるに当たり、議員の皆様には時節柄、何かとご多用の中ご参集をいただき、ご審議賜りますことに厚く御礼を申し上げます。

本議会にご提案申し上げます案件は、令和4年度一般会計補正予算案件1件、条例改正案件2件、総合計画基本構想案件1件の議案4件であります。

以下、その概要につきましてご説明を申し上げますが、まず、直近の主な行政諸般の動向につきまして、その状況を申し上げ、議員各位のご理解とご協力、ご支援を賜りたいと存じます。

初めに、今月7日以降報道されておりますとおり、特別養護老人ホームつつじの里において、職員が逮捕される事件が発生しましたことにつきまして、現在、捜査継続中とのことでありますが、このような事件が発生しましたことは大変遺憾であります。

町といたしましては、16日に介護保険法などに基づき、福島県と合同で、施設内の虐待防止の取組を確認するための監査を実施いたしました。また、本事件の発生を受け、町内にある介護サービス事業所の管理者に対しましても、事故防止及び適正な運営の確保について、9日付で通知したところであります。

今後は、引き続きつつじの里の監査を実施するとともに、他の事業所につきましても適正な運営を図るため、介護保険法に基づく指導などを実施してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症につきましては、16日に福島県におきまして、福島県医療逼迫警報が来月15日まで発令され、医療機関の負担を減らすため、検査キットによるセルフチェックの積極的な活用や、感染者を減らすため、大人数・長時間の会食への参加について慎重に判断することなどが求められていることから、ご自身はもとより、大切な方の命と健康を守るため、引き続き町民に対し注意喚起を図ってまいります。

それでは、本会議12月第1回会議に提出いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第68号 令和4年度小野町一般会計補正予算（第5号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に554万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を61億3,525万5,000円とするものであります。

初めに、令和4年10月5日付福島県人事委員会の職員の給与等に関する勧告を踏まえ、福島県の対応に準じて条例改正の議案を上程していることに伴い、特別職並びに議会議員の期末手当・共済費について、該当費目において増額補正を計上しております。

それでは、歳入歳出それぞれの内容につきましてご説明申し上げます。

歳入におきましては、増額となるものは、国庫支出金において障害者総合支援事業費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金、出産・子育て応援交付金、県支出金において出産・子育て応援交付金、繰入金において財政調整基金繰入金であります。

続きまして、歳出におきまして、増額となるものは、民生費において障害者福祉システム改修委託料、衛生費において新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費、出産・子育て応援交付金事業費であります。

以上、議案第68号 令和4年度一般会計補正予算1案件につきましてご説明申し上げましたが、いずれも真に必要な補正予算であります。

なお、細部につきましては、それぞれ副町長以下、担当課長等に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。よろしく願いいたします。

◎議案第68号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第68号 令和4年度小野町一般会計補正予算（第5号）について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第68号について質疑を終わります。

---

◎議案第69号及び議案第70号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第5、議案第69号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第6、議案第70号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでの2議案を一括議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

---

◎議案第69号及び議案第70号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 次に、議案第69号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてありますが、本案は、令和4年10月5日付福島県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、特別給において、期末手当を0.05月分引き上げる改正を行うものであります。

次に、議案第70号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてありますが、本案につきましては、先ほど説明申し上げましたとおり、令和4年10月5日付福島県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、特別給において期末手当を0.05か月分引き上げる改正を行うものであります。

以上、議案第69号及び議案第70号までの条例の一部改正2案件につきましてご説明申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、担当課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜

りますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第69号及び議案第70号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第69号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第70号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでの2議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第69号から議案第70号までの2議案について質疑を終わります。

---

#### ◎議案第71号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第7、議案第71号 小野町総合計画（2023～2027）基本構想についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

---

#### ◎議案第71号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 次に、議案第71号 小野町総合計画（2023～2027）基本構想についてであります。本案は、社会環境や町民ニーズの変化に的確に対応しつつ、魅力と活力にあふれ、将来にわたって持続可能なまちづくりの施策をまとめた新たな総合計画の策定が必要であることから、総合計画の基本構想につきまして、小野町議会基本条例第13条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第71号の総合計画基本構想案件1案件につきましてご説明申し上げましたが、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。よろしく申し上げます。

---

#### ◎議案第71号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第71号 小野町総合計画（2023～2027）基本構想について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第71号について質疑を終わります。

---

#### ◎議案第71号の討論

○議長（田村弘文君） 議案に対する討論を行います。

議案第71号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第71号について討論を終わります。

---

#### ◎議案第71号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、議案の採決を行います。

議案第71号 小野町総合計画（2023～2027）基本構想についてお諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第71号については、原案のとおり可決されました。

---



◎議案の委員会付託

○議長（田村弘文君） 日程第8、議案の委員会付託を行います。

お手元に配付の付託事件表をご覧ください。

本案のとおり常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議ありませんので、付託事件表のとおり常任委員会に付託することに決定いたしました。

暫時休議といたします。

直ちに各部常任委員会を開催していただき、ただいま付託した議案の審議をお願いいたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前11時00分

○議長（田村弘文君） 再開いたします。

---

◎委員長の審査結果報告

○議長（田村弘文君） 日程第9、各部常任委員会より付託事件の審査結果の報告を求めます。

初めに、予算決算常任委員会の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

10番、久野峻委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 久野 峻君登壇〕

○予算決算常任委員会委員長（久野 峻君） 予算決算常任委員会における付託事件の審査の結果並びに経過についてご報告を申し上げます。

令和4年小野町議会12月第1回会議において、予算決算常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、審査の結果と経過につきましては、お手元に配付の委員長報告のとおりであります。

以上申し上げます、予算決算常任委員会の報告といたします。

○議長（田村弘文君） 次に、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長。

9番、水野正廣委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 水野正廣君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（水野正廣君） 令和4年小野町議会12月第1回会議において、総務文教常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、その審査の結果と経過について報告いた

します。

議案第69号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、福島県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、特別給において期末手当を引き上げる改正を行うものであります。

次に、議案第70号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案についても、福島県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、特別給において期末手当を引き上げる改正を行うものであります。

以上が、令和4年小野町議会12月第1回会議において、総務文教常任委員会に付託された事件の審査結果及び経過であります。

---

#### ◎委員長の報告に対する質疑

○議長（田村弘文君） 日程第10、各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

これで、各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

---

#### ◎議案第68号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第11、議案第68号 令和4年度小野町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第68号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第68号の討論を終わります。

---

◎議案第68号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、議案の採決を行います。

議案第68号 令和4年度小野町一般会計補正予算（第5号）についてお諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（田村弘文君） 起立全員であります。

したがって、議案第68号 令和4年度小野町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第69号及び議案第70号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第12、議案第69号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第13、議案第70号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでの2議案を一括して議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第69号から議案第70号までの2議案を一括して討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第69号から議案第70号について討論を終わります。

---

◎議案第69号及び議案第70号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第69号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第70号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでの2議案についてお諮りいたします。本案は、それぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第69号から議案第70号までの2議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

---

◎散会の宣告

○議長（田村弘文君） 以上をもって、本日の会議日程は全て終了いたしました。

本日の会議はこれをもって散会いたします。

散会 午前11時09分